

新島学園短期大学同窓会会則

第一章 総 則

- (名称)
第1条 本会は新島学園短期大学同窓会と称する。
- (事務所)
第2条 本会の事務所は、新島学園短期大学内に置く。
- (目的)
第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、新島学園短期大学の発展に寄与することを目的とする。

第二章 会 員

- (会員)
第4条 本会の役員は次のとおりとする。
(1) 正会員 新島学園短期大学に在籍した者をもって会員とする。
(2) 特別会員 本学の教職員、旧教職員および役員会で承認された者。

第三章 事 業

- (事業)
第5条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 親睦会の開催。
(2) 教育等に関する研究会、講演会および講習会の開催。
(3) 会員名簿、会報等の刊行。
(4) 同期同窓会の援助。
(5) その他必要と認めた事項。

第四章 幹事および役員等

- (幹事)
第6条 幹事は次のとおり選出する。ただし幹事会の役職は別に定める。
(1) 卒業年度別 若干名（在学時の学友会役員の有志）。
(2) 新島学園短期大学を卒業し、学園の職員となった者。
(3) その他幹事会で認めた会員。

- (幹事長)
第7条 幹事会に幹事長を置く。
2. 幹事長の選任は幹事会において行い、幹事のうちから選任する。ただし第6条の(2)の者は除く。
3. 幹事長の任務は同窓会から委任された事項および幹事会がその他必要と認めた事項の推進にあたる。
4. 幹事長の任期は幹事会から翌々年度の幹事会までの2年とし、再任を妨げない。

- (幹事会)
第8条 幹事会は会員の連絡と会務の企画立案に加わり会務の推進にあたる。
2. 幹事会の議決は、幹事の過半数が出席し出席した幹事の過半数をもって定める。ただし委任状をもってこれに充当することを認める。賛否同数のときは、議長（会長）の決するところとする。

(役員)

第9条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 3名
- (4) 会計 2名
- (5) 監査 1名

(役員を選任)

第10条 役員を選任は幹事会において行い総会に報告する。

2. 役員は幹事のうちから選任する。
3. ただし第6条(2)の者は除く。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは職務を代行する。
- (3) 書記は会議の議事録作成および保管にあたる。
- (4) 会計は予算および決算、金銭の出納にあたる。
- (5) 監査は本会の業務および会計の監査にあたる。また、臨時会議に出席することができる。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は定期総会から次年度の定期総会までの1年とし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合または遠隔地に移転したため連絡支障をきたした場合は、自動的に幹事会において補充し、総会の時に報告する。その場合、任期は残存期間とする。ただし再任は妨げない。

(役員会)

第13条 役員会の議決は、役員のおお半数が出席し出席した役員のおお半数をもって定める。ただし委任状をもってこれに充当することを認める。賛否同数の時は議長(会長)の決するところとする。

(顧問)

第14条 本会は顧問を置く。

- (1) 理事長および学長。
- (2) その他会長が必要と認め、役員会で承認された者。

(相談役)

第15条 本会に相談役を置く。

- (1) 本学の学生委員会の委員。
- (2) 本学の学務課(学生係)職員。
- (3) その他会長が必要と認め、役員会で承認された者。

第五章 会 議

(会議の種類)

第16条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 定期総会 毎年5月に開催することを原則とし、会長が招集する。
- (2) 臨時総会 会長が特に必要と認めた時招集する。

- (3) 役員会 必要に応じて随時会長がこれを招集する。
(4) 幹事会 会長が必要と認めた時招集する。

(総会)

- 第17条 総会は本会の最高議決機関である。
2. 総会の招集は会議の7日前までに会議開催の場所、日時および会議に付議すべき事項を告知しなければならない。
3. 総会の議決は会員の5分の1以上が出席し、出席した会員の過半数をもって定める。ただし委任状をもってこれに充当することを認める。賛否同数のときは、議長（会長）の決するところによる。
4. 総会は、幹事会をもって代わることもできる。この場合、幹事会の権限等すべて総会と同様とする。

(総会の審議事項)

第18条 総会は次の事項を審議し決定するものとする。

- (1) 役員会決定事項の承認。
(2) 予算決算の承認。
(3) 行事計画の承認。
(4) 会則の変更。
(5) その他、会長が必要と認めた事項。

(委任事項)

第19条 幹事会に次の事項を委任する。

- (1) 新入会員の承認。
(2) 役員を選出。
(3) 行事計画の企画立案。
(4) 会則に定めのない事項。

第六章 会 費

(経費の支弁および会費等)

- 第20条 本会の経費は入会金および寄付金をもってこれに充てる。
2. 会費は正会員となるための終身会費（10,000円）を在学2年次に卒業アルバム代金と共に納入するものとする。
第21条 会費は、総会の議を経なければ他の目的に運用することはできない。
第22条 本会の収支決算は監査を受けて総会に報告しその承認を受けなければならない。
第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

- 附 則 本会の会則は1991年4月1日に制定し、同日から施行する。
附 則 (1993.7.10一部改正)
この改正は1993年7月10日から施行する。(第5条関係)
附 則 (1997.7.26一部改正)
この改正は1997年7月26日から施行する。(第5条関係、第6条関係、第9条関係、第11条関係、第14条関係、第15条関係、第19条関係)
附 則 (1998.5.30一部改正)
この改正は1998年5月30日から施行する。(第6条関係、第9条関係、第16条関係)
附 則 (2000.5.27一部改正)
この改正は、2000年5月27日から施行する。(第15条関係、第16条関係)

- 附 則 (2001.6.16一部改正)
この改正は、2001年6月16日から施行する。(第8条関係)
- 附 則 (2002.5.25一部改正)
この改正は、2002年5月25日から施行する。(第14条関係)
- 附 則 (2004.6.5一部改正)
この改正は、2004年6月5日から施行する。(第1条関係、第2条関係、第3条関係、第4条関係、第6条関係)
- 附 則 (2006.5.13一部改正)
この改正は、2006年5月13日から施行する。(第7条関係、第12条関係)
- 附 則 (2008.5.24一部改正)
この改正は、2008年5月24日から施行する。(第6条関係)
- 附 則 (2009.5.3一部改正)
この改正は、2009年5月3日から施行する。(第12条関係)

同窓会組織図

